

全国小規模保育協議会 会員向け法律相談について

(ご説明／注意事項)

- 全国小規模保育協議会（「協議会」）の法人正会員・なかま法人会員・なかま個人会員（「会員」）は、専用の相談フォームを使用して当協議会の顧問である牛込橋法律事務所（「法律事務所」）に法律相談の申し込みを行うことができます。
- 相談フォームにより法律事務所に法律相談を申し込んだ場合、各相談案件について、初回の法律相談（1回あたり30分）を無料で受けることができます。
- 同じ案件についての2回目以降のご相談や、相談後の具体的な手続・交渉等に関するご依頼については、会員と法律事務所との間で別途契約を締結いただくこととなります。費用等の条件については法律事務所にご確認ください。
- 法律相談の実施場所・方法は、①協議会事務局（千代田区神保町）での面談、②法律事務所（千代田区富士見）での面談、③電話／オンラインでの相談のいずれかから選択できます。
- 会員向けに確保している1か月当たりの法律相談枠には限りがあります。相談申込み後、日程調整・相談実施までに時間を要することがありますのでご了承ください。
- 会員からのご相談内容について、協議会が法律事務所から情報を取得することはありません。（月間の相談件数・継続相談の有無等、相談内容に関わらない事項については法律事務所から協議会に情報提供されます。）
- 利益相反等の観点から法律事務所がご相談を受けられない場合があります。
（ご相談を受けられないケースの例）
 - 会員間の紛争その他会員間で利害が対立する可能性のある事項に関する相談
 - 協議会及びその関連法人と会員との間の紛争、その他会員と協議会の利害が対立する可能性のある事項に関する相談

(相談の流れ)

- 専用の相談申込フォームから申込み
- 法律事務所から会員に日程調整の連絡（基本はメール連絡）
- 法律相談の実施

(相談内容の例)

幅広い案件に対応可能です。具体的な相談例としては以下のようなものがあります。

- 規約や規定の見直しに関する相談
- 事業実施上のトラブル相談
- 施設の賃貸借契約についての相談
- 利用者・保護者との関係についての相談
- スタッフとの関係についての相談
- 運営形態の変更・法人化等に関する相談